

議案第 26 号

所沢市消防団条例の一部を改正する条例制定について

所沢市消防団条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

消防団員の処遇の改善を図るため、消防団員の報酬及び費用弁償を見直すとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市消防団条例の一部を改正する条例

所沢市消防団条例（昭和51年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第5項中「大規模災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）であつて大規模なもの」に改める。

第12条ただし書中「水火災その他の」を削る。

第16条本文中「団員の報酬」を「年額報酬」に改め、同条ただし書中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

第16条に次の1項を加える。

3 出勤報酬は、団員が別表第2に掲げる職務に従事する場合に、同表のとおり支給する。

第17条第1項中「水火災、警戒、訓練等の」を「別表第2に掲げる」に、「別表第2のとおり」を「1回について300円」に改める。

別表第1中「月額」を「年額」に、「18,500円」を「222,000円」に、「〃」を「年額」に、「14,800円」を「177,600円」に、「11,800円」を「141,600円」に、「9,500円」を「114,000円」に、「8,000円」を「96,000円」に、「6,800円」を「81,600円」に、「6,000円」を「72,000円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第16条、第17条関係）

職務	支給単位	金額
現場出場勤務	1回	4,000円
警戒勤務	1回	3,500円
訓練勤務	1回	3,500円
指導勤務	1回	3,500円
研修勤務	1回	3,500円

式典勤務	1回	1,500円
会議勤務	1回	1,500円
自動車整備勤務	1回	1,000円

備考 1回の現場出場勤務の勤務時間が7時間45分に達したときの金額は、8,000円とし、勤務時間が7時間45分を超えたときは、7時間45分を超えて勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、1,000円を支給する。この場合において、1時間に満たない端数があるときは、30分以上は1時間として30分未満はこれを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第16条第1項及び第2項並びに別表第1の規定は、令和4年度以後の年度分の年額報酬について適用し、令和4年3月分までの報酬については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第16条第1項及び第3項、第17条並びに別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に出動し、従事した職務に係る出動報酬及び費用弁償について適用し、同日前に出動し、従事した職務に係る費用弁償については、なお従前の例による。